■後期高齢者医療特別会計 [国保年金課 所管]

1 概要

高齢者の医療費が急激に増大するなかで世代間の医療費負担を明確化し、医療保険制度の安定的な財政運営を維持していくために、75歳(一定の障がいのある方は65歳)以上の高齢者について新たに独立した後期高齢者医療制度が平成20年4月から開始された。

後期高齢者医療制度は、広域的に事務処理を行うことが効率的であることから、茨城県内のすべての市町村が加入する「茨城県後期高齢者医療広域連合」が保険者としての役割を担い、被保険者の認定や保険料額の決定、医療給付などの制度運営を行っている。市は、各種届出の受付や被保険者証の発行などの窓口業務と保険料の徴収を行っている。

2 予算の状況

後期高齢者医療特別会計予算は、市が行う保険料徴収事務等に要する経費及び広域連合へ納付する納付金が主なものである。なお、本年度から、一般職員2人分の人件費(職員給与関係経費)を新た計上した。

平成 27 年度の後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算の総額はそれぞれ 3 億 8,050 万 1 千円で前年度比 3.163 万 8 千円、9.07%の増額となっている。

【被保険者数の状況】

年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
被保険者数 (各年度 6 月末現在の人数)	4,714 人	4,893 人	5,036 人	5,273 人

[※]市町村別被保険者数推移一覧より (提供元:茨城県後期高齢者医療広域連合)

(1) 歳入

歳入予算については、「1款後期高齢者医療保険料」として特別徴収・普通徴収現年度・過年度あわせて2億7,579万円を計上した。前年度より1,014万7千円の増額となっている。

保険料の算定根拠となる被保険者数は、過去 4 年間の被保険者の伸び率を基に、平成 27 年 6 月末(保険料の本算定時期)の被保険者数を 5,273 人と推計し、前年度同様、均等割額 3 万 9,500 円、所得割率 8.00%で積算した。徴収方法は、年金からの特別徴収が 61.89%、納付書等による普通徴収が 38.11%と見込んだ。

また、徴収率は、当市の平成25年度徴収率を基にしている。

一般会計からの「3 款 繰入金」は、9,853 万 5 千円で前年度より 2,117 万 5 千円の増額である。内訳は、被保険者証の発行や保険料徴収事務に要する経費、人件費の「事務費繰入金」1,746 万 6 千円、低所得者の保険料軽減分を財政支援するための「保険基盤安定繰入金」8,106 万 9 千円である。なお、「保険基盤安定繰入金」は、茨城県が 3/4・市が 1/4 の負担となっている。

(2) 歳出

歳出予算については、後期高齢者医療事業を円滑に運営するための「1 款 総務費」として、 被保険者証の交付や給付申請受付に要する経費、人件費など一般管理費 2,069 万 1 千円、保険料 の徴収経費 211 万円の合計 2,280 万 1 千円を計上した。

「2款 後期高齢者医療広域連合納付金」は、徴収した保険料と一般会計から繰入した保険基盤 安定分を広域連合へ納付するものであり、歳入に計上した保険料、延滞金、保険基盤安定繰入金 の合計額と同額の3億5,686万9千円を計上した。

予算総括表

歳入

(単位:千円 %)

	款	平成27年度	平成26年度	比較	増減率	構成比
1	後期高齢者医療保険料	275,790	265,643	10,147	3.82	72.48
2	使用料及び手数料	92	88	4	4.55	0.02
3	繰入金	98,535	77,360	21,175	27.4	25.90
4	繰越金	300	1	0	300	0.08
5	諸収入	5,784	5,771	13	0.23	1.52
	歳入合計	380,501	348,863	31,638	9.07	100.00

歳 出 (単位:千円 %)

	款	平成27年度	平成26年度	比較	増減率	構成比
1	総務費	22,801	9,540	13,261	239	6.00
2	後期高齢者医療広域連	356,869	337,872	18,997	5.62	93.79
	合納付金					
3	諸支出金	331	451	△120	△26.6	0.08
4	予備費	500	1,000	△500	△50	0.13
	歳出合計	380,501	348,863	31,638	9.07	100.00